

**現場に掲げる標識等について**

**現場掲示が必要な標識類（例）**

**令和5年1月**

**真岡市総務部総務課契約検査係**

注：真岡市発注工事のみ適用することができる。（具体的な記載方法について明確に示していない場合があり、発注機関により解釈が異なることがある。）

現場 及び 公衆の見やすい場所

**建設業の許可票（主任技術者の場合：下請契約の請負金額 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）未満）**

- ・建設業法第40条（標識の掲示） ※R2.10～ 下請負人は掲示を要しなくなった。  
 建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る。）の現場ごとに、**公衆の見やすい場所**に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
- ・建設業法施行規則第25条2項（標識の記載事項及び様式）  
 法第40条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあつては別記様式第28号、**建設工事の現場にあつては別記様式第29号**による。

様式第29号（建設業法施行規則第25条関係）

建設業の許可票			
商号又は名称		●●建設株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 ●● ●●	
主任技術者の氏名	専任の有無	●● ●●	
資格名	資格者証交付番号	2級●●●●管理技士	
一般建設業又は特定建設業の別		一般建設業	
許可を受けた建設業		●●工事業、●●工事業	
許可番号		<small>国土交通大臣 知事</small> 許可（ ）第 ●● 号	
許可年月日		●● 年 ●● 月 ●● 日	

- ← 請負金額 4,000 万円（建築 8,000 万円）未満は、空欄とする。
- ← 請負金額 4,000 万円（建築 8,000 万円）以上は『専任』と記載。
- ← 記載要領3のとおり。ハ：資格を記載。  
※なお、イ：指定学科+実務経験、ロ：10年実務経験、共に記載不要とする。
- ← 監理技術者の場合のみ番号を記載。それ以外は空欄とする。
- ← 下請金額 4,500 万円（建築 7,000 万円）以上は特定が必要。  
※ただし、入札公告において特定とした場合、下請金額の大小にかかわらず、特定とする。
- ← 許可を受けているものから当該現場に必要なものだけを記載。
- ← 記載要領6のとおり。
- ← 建設業許可通知に記載された許可の有効期間の開始の日を記載。

- 記載要領
- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
  - 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
  - 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
  - 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第5項に該当する場合に、当該監理技術者が有する監理技術者資格者証の交付番号を記載すること。
  - 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
  - 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可票（**監理技術者の場合：下請契約の請負金額 4,500 万円（建築一式工事 7,000 万円）以上**）

※ただし、「建設工事における技術者等の配置基準（真岡市）」により設計額 7,000 万円以上（税込み）の建設工事については、下請金額の大小にかかわらず、原則として監理技術者の配置を義務付けています。

・建設業法第 40 条（標識の掲示）

建設業者は、その店舗及び建設工事（**発注者から直接請け負ったものに限る。**）の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、国土交通省令の定めるところにより、許可を受けた別表第一の下欄の区分による建設業の名称、一般建設業又は特定建設業の別その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

・建設業法施行規則第 25 条 2 項（標識の記載事項及び様式）

法第 40 条の規定により建設業者の掲げる標識は店舗にあつては別記様式第 28 号、**建設工事の現場にあつては別記様式第 29 号**による。

様式第 29 号（建設業法施行規則第 25 条関係）

建設業の許可票			
商号又は名称		●●建設株式会社	
代表者の氏名		代表取締役 ●●●●	
監理技術者の氏名	専任の有無	●●●●	専任
資格名	資格者証交付番号	1 級 ●●●● 管理技士	第 ●●●● 号
一般建設業又は特定建設業の別		特定建設業	
許可を受けた建設業		●●工事業、●●工事業	
許可番号		国土交通大臣 知事 許可 ( ) 第 ●● 号	
許可年月日		●● 年 ●● 月 ●● 日	

請負金額 4,000 万円（建築 8,000 万円）未満は、空欄とする。  
 請負金額 4,000 万円（建築 8,000 万円）以上は『専任』と記載。  
 補佐する者を置いた場合は、  
 『専任（監理技術者を補佐する者を配置）』と記載。

← 監理技術者資格者証の交付番号を記載。

← **下請金額 4,500 万円（建築 7,000 万円）以上は特定が必要。**  
 ※ただし、入札公告において特定とした場合、下請金額の大小にかかわらず、特定とする。

← 許可を受けているものから当該現場に必要なものだけを記載。

← 記載要領 6 のとおり。

← 建設業許可通知に記載された許可の有効期間の開始の日を記載。

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合には、「専任」と記載し、同項ただし書に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第 7 条第 2 号ハ又は法第 15 条第 2 号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第 26 条第 5 項に該当する場合に、当該監理技術者が有する監理技術者資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

## 労災保険関係成立票（全ての工事）

- ・労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条（建設の事業の保険関係成立の標識）

労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業に係る事業主は、労災保険関係成立票（様式第25号）を**見やすい場所**に掲げなければならない。

### 様式第25号（第77条関係）

労 災 保 険 関 係 成 立 票	
保 険 関 係 成 立 日 年 月 日	●● 年 ●● 月 ●● 日
労 働 保 険 番 号	●●●●●●●●
事 業 の 期 間	●● 年 ●● 月 ●● 日から ●● 年 ● 月 ●● 日まで
事 業 所 主 氏 の 名	栃木県真岡市●●●●● ●●建設株式会社
注 文 者 の 氏 名	真岡市長
事 業 主 代 理 人 氏 名	

- ← 1.8億円未満（税別） 会社設立当時、会社が届け出た日  
※一括有期事業に該当
- ← 1.8億円以上（税別） 単独工事の保険関係成立の届け出た日  
※単独有期事業に該当
- ← 契約工期を記載。（変更した場合は、更新すること。）
- ← 『真岡市長』のみを記載。市長名は入れないこと。
- ← ほぼ、『空欄』になる。現場代理人の氏名ではない。  
事業主に代わって代理人の届出を労基署に行っている場合のみ記載。  
例えば、複数の都道府県に支店がある企業で支店長が事業主代理人

35 cm以上

25 cm以上

## 下請負人に対する掲示（下請契約のある工事）

### ・建設業法施行規則第14条の3（下請負人に対する通知等）

建設業者は、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、その請け負った建設工事を請け負わせた下請負人に対し次に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の**見やすい場所**に掲げなければならない。

- 1 作成建設業者の商号又は名称
- 2 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは法第24条の8第2項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨及び当該再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

### 現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を●●建設株式会社／●●工事現場事務所まで、提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

●●建設株式会社

## 施工体系図の作成例（下請契約のある工事や建設業以外の者（警備業者等）と契約している工事）

- ・ 建設業法第24条の8（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）
  - 4 第1項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条（施工体制台帳の作成及び提出等）
  - （建設業法第24条の8）同条第4項中「見やすい場所」とあるのは「**工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所**」とする。
- ・ 建設業法施行規則第14条の6（施工体系図）

施工体系図は、第1号及び第2号に掲げる事項を表示するほか、第3号及び第4号に掲げる事項を第3号の下請負人ごとに、かつ、各下請負人の施工の分担関係が明らかとなるよう系統的に表示して作成しておかなければならない。

  - 1 作成建設業者の商号又は名称
  - 2 作成建設業者が請け負った建設工事に関する次に掲げる事項
    - イ 建設工事の名称及び工期
    - ロ 発注者の商号、名称又は氏名
    - ハ 当該作成建設業者が置く主任技術者又は監理技術者の氏名
    - ニ 監理技術者補佐を置くときは、その者の氏名
    - ホ 第14条の2第1項第2号トに規定する者を置くときは、その者の氏名及びその者が管理をつかさどる建設工事の内容
  - 3 前号の建設工事の下請負人で現にその請け負った建設工事を施工しているものに関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イ及びロに掲げる事項に限る。）
    - イ 商号又は名称
    - ロ 代表者の氏名
    - ハ 一般建設業又は特定建設業の別
    - ニ 許可番号
  - 4 前号の請け負った建設工事に関する次に掲げる事項（下請負人が建設業者でない場合においては、イに掲げる事項に限る。）
    - イ 建設工事の内容及び工期
    - ロ 特定専門工事（法第26条の3第2項に規定する「特定専門工事」をいう。第17条の6において同じ。）の該当の有無

施工体系図(工事作業所災害防止協議会)

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名	
監督員名	
監理技術者名	
主任技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者
-----------

会長	統括安全衛生責任者
----	-----------

書記
----

副会長	
-----	--

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

会社名	
安全衛生責任者	
主任技術者	
専門技術者	
工事	担当工事内容
工期	年月日～年月日

## 建設業退職金共済制度適用事業主の現場標識（請負契約額 500 万円以上）

・ 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（第2 入札及び契約の適正化を図るための措置）

5 主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項

（5）施工体制の把握の徹底等に関すること

ハ その他元請業者の適切な施工体制の確保のため、工事着手前における工事实績を記入した工事カルテの登録の確認、工事施工中の建設業許可を示す標識の掲示、労災保険関係成立票の掲示、建設業退職金共済制度の適用を受ける事業主に係る工事現場であることを示す標識の掲示等の確認を行うこと。

・ 建設業退職金共済制度に係る掛け金収納の確認について（真岡市）

1. 掛け金収納の確認方法

請負契約額500万円以上（消費税含む）の工事を受注した建設業者は、勤労者退職金共済機構が発行する、「発注官庁用掛け金収納書」を貼付した、「建設業退職金共済証紙購入報告書」（以下「報告書」という。）を、契約後1ヶ月以内に工事担当課に提出し、担当者の確認を受けてください。

### 現場標識シール

大



工事名、発注者名、事業所名、契約者番号  
を記入して掲示していただく現場標識です。

・ A3サイズ/横420×縦297mm  
・ 表面ノリ付き

小



・ A4サイズ/横297×縦210mm  
・ 表面ノリ付き





## 緊急時連絡表（全ての工事）

・土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）

## 第1章 総則

## 第4節 工事現場管理

## 5. 緊急通報体制の確立

（3）緊急連絡表を作成し，関係連絡先，担当者及び電話番号を記入し，**事務所，詰所等の見やすい場所**に標示しておくこと。

掲示の例

緊急時連絡表			
発注者			
電気		消防	
水道		警察	
ガス		消防	
電話		病院	
氏名	電話	氏名	電話

← 市職員個人の電話番号を載せないよう注意。

← 関係機関の電話番号は現場によって管轄が違うことがあるので前例にとらわれず確認したうえで記載する。

見やすい場所

再生資源利用（促進）計画の現場標識（該当ある工事）

- 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（第7条第4項）元請建設工事事業者等は、再生資源利用計画を工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

再生資源利用計画書 ー現場掲示用ー

1.工事概要

発注者の商号、 名称又は氏名	法人番号			作成・更新年月日	令和	年	月	日
	請負会社名			工事責任者				
	会社所在地	TEL						

工事名		工事施工場所		工期	令和	年	月	日から
					令和	年	月	日まで

2.建設資材利用計画

建設資材（新材を含む全体の利用状況）			左記のうち、再生資材の利用状況				再生資源 利用率
分類	規格	主な利用用途	利用量(A) 小数点第三位まで	再生資材利用量 (B) 小数点第三位まで	再生資材の供給元施設、工事等の名称	再生資材の供給元場所住所	(B)/(A) × 100
コンクリート			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
合計			0.000	0.000			0%
コンクリート及び 鉄から成る建設資材			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
合計			0.000	0.000			0%
アスファルト・ コンクリート			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
			トン	トン			0%
合計			0.000	0.000			0%
土砂			繰りm <sup>3</sup>	繰りm <sup>3</sup>			0%
			繰りm <sup>3</sup>	繰りm <sup>3</sup>			0%
			繰りm <sup>3</sup>	繰りm <sup>3</sup>			0%
			繰りm <sup>3</sup>	繰りm <sup>3</sup>			0%
			繰りm <sup>3</sup>	繰りm <sup>3</sup>			0%
			繰りm <sup>3</sup>	繰りm <sup>3</sup>			0%
			繰りm <sup>3</sup>	繰りm <sup>3</sup>			0%
			繰りm <sup>3</sup>	繰りm <sup>3</sup>			0%
			繰りm <sup>3</sup>	繰りm <sup>3</sup>			0%
			繰りm <sup>3</sup>	繰りm <sup>3</sup>			0%
合計			0.000	0.000			0%
砕石			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			0%
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			0%
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			0%
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			0%
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			0%
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			0%
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			0%
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			0%
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			0%
			m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>			0%
合計			0.000	0.000			0%

## 建築基準法による確認表示板（建築確認申請を行った工事）

## ・建築基準法第89条（工事現場における確認の表示等）

第6条第1項の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、国土交通省令で定める様式によって、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の確認があった旨の表示をしなければならない。

## ・建築基準法施行規則第11条（工事現場の確認の表示の様式）

法第89条第1項（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による工事現場における確認の表示の様式は、別記第68号様式による。

35 cm以上	
建 築 基 準 法 に よ る 確 認 済	
確 認 年 月 日 番 号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇〇号
確 認 済 証 交 付 者	〇〇 〇〇
建 築 主 又 は 建 築 造 主 氏 名	〇〇 〇〇
設 計 者 氏 名	一級建築士事務所（株）〇〇設計事務所 一級建築士 〇〇 〇〇
工 事 監 理 者 氏 名	一級建築士事務所（株）〇〇設計事務所 一級建築士 〇〇 〇〇
工 事 施 工 者 氏 名	〇〇 〇〇
工 事 現 場 管 理 者 氏 名	〇〇 〇〇
建 築 確 認 に 係 る そ の 他 の 事 項	
25 cm 以上	

← 『真岡市長』のみを記載。市長名は入れないこと。

## 解体工事業者登録票（解体工事の場合）

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第33条（標識の掲示）

解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

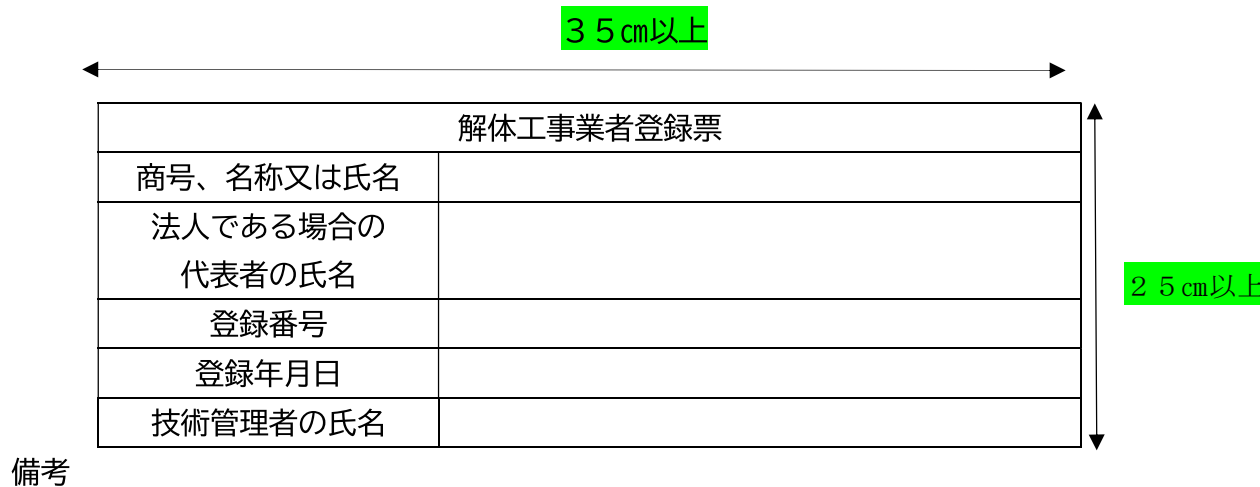
- ・ 解体工事業に係る登録等に関する省令第8条（標識の掲示）

法第33条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 技術管理者の氏名

2 法第33条の規定により解体工事業者が掲げる標識は、別記様式第7号によるものとする。

別記様式第7号（第8条関係）



技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあっては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

## 土木工事現場における工事中標示板（土木工事の場合）

- 土木工事現場における標示施設等の設置基準  
(土木工事の標示)

1. 土木工事を行う場合は、必要な標識等を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する「工事中標示板」を**工事区間の起終点**に設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。



公共建築工事標準仕様書による現場表示板（営繕工事の場合）

- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版 2章 仮設工事 4節 仮設物 2.4.1 監督職員事務所等
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 第1編 一般共通事項 2章 共通工事 2節 仮設工事 2.2.1 仮設材料
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 第1編 一般共通事項 2章 仮設工事 1節 一般事項 2.1.1 仮設材料

工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。

900 mm

600 mm

工事名 ○○○○○○○○○○○工事	
発注者	真岡市○○部○○○○課 TEL 0000-00-0000
設計監理	㈲○○○○ TEL 0000-00-0000
受注者	○○○○(株) TEL 0000-00-0000
工期	00年00月00日 } 00年00月00日
請負額	¥00,000,000



**もおか**  
ナンバーワンでオンリーワン

文字のフォントと大きさは指定しない。

# 道路占用工事における工事中標示板（占用工事の場合）

・道路占用工事現場における工事中標示板等の設置基準

- 1 道路占用工事については、「土木工事現場における標示施設等の設置基準（以下「土木基準」という。）」を次のとおり読み替える。  
 (1) 土木基準1 工事中標示板の設置にあたっては、別紙様式1-2を参考とするものとする。



※占用工事については、県の占用許可に基づく行為のため、県の占用基準による工事中標示板を設置すること。  
 ※相違点は、「赤枠」と「占用許可番号」の2つ。



## その他掲示が望ましい標識類（有資格者一覧）

免許・技能講習・特別教育が必要な業務（労働安全衛生法第61条、労働安全衛生法施行令第20条、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条）

### ・労働安全衛生法第61条（就業制限）

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない

### ・労働安全衛生法施行令第20条（就業制限に係る業務）

法第61条第1項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

1 発破の場合におけるせん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理の業務  
（省略するが、1号から16号までである。）

16 制限荷重が1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

### ・労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

### ・労働安全衛生規則第36条（特別教育を必要とする業務）

法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

1 研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務

（省略するが、1号から40号までである。）

40 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、昇降器具（労働者自らの操作により上昇し、又は下降するための器具であって、作業箇所の上方にある支持物にロープを緊結してつり下げ、当該ロープに労働者の身体を保持するための器具（第539条の2及び第539条の3において「身体保持器具」という。）を取り付けたものをいう。）を用いて、労働者が当該昇降器具により身体を保持しつつ行う作業（40度未満の斜面における作業を除く。以下「ロープ高所作業」という。）に係る業務